



5 水大第 1069 号

令和 6 年 3 月 18 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大村 秀章



水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準  
の一部改正について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記の事  
項について、貴審議会の意見を求めます。

記

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準の一部  
改正

担 当 環境局環境政策部水大気環境課  
調整・計画グループ

電 話 052-954-6221（ダイヤルイン）

## 説明

伊勢湾は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性水域であるため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく総量削減制度の対象地域として指定されています。

令和 4（2022）年 1 月 24 日の環境大臣による総量削減基本方針の策定を受け、本県は、法第 4 条の 3 第 1 項、法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき、同年 10 月 25 日に第 9 次総量削減計画の策定及び総量規制基準の一部改正を行いました。

第 9 次総量削減計画においては、ノリ生産量やアサリ漁獲量の減少の要因の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されていることを踏まえ、県管理下水処理場である矢作川浄化センター及び豊川浄化センターで、放流水中の窒素・りん濃度増加させる「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を位置づけ、実験期間である令和 4・5（2022・2023）年度に限り、当該 2 浄化センターに係る窒素・りんの総量規制基準を緩和しています。

この社会実験については、漁業関係者から継続を要望されていること等から、令和 6（2024）年度以降の継続実施を可能とするため、当該 2 浄化センターに係る窒素・りん総量規制基準の緩和延長に関する一部改正について、貴審議会の意見を求めるものです。

令和6年3月22日

愛知県環境審議会

水質・地盤環境部会長 井上 隆信 様

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓



諮問事項「水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の一部改正について」の付託について（通知）

令和6年3月18日付け5水大第1069号で知事から諮問のありましたこのことについて、貴部会に付託しますので、専門的立場からの調査審議をお願いします。

担当 愛知県環境審議会事務局

（愛知県環境局環境政策部

環境政策課企画・広報グループ）

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）